

令和4年9月30日

後期高齢者の診療報酬請求書兼総括表等の一部文言変更について

令和4年10月より、後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬請求書等の記載要領の一部改正等に基づき、診療報酬請求書兼総括表等の文言を後期高齢者「9割」から「一般・低所得」に変更いたします。

つきましては、令和4年11月提出分より新しい診療報酬請求書兼総括表等でご提出いただきますようお願いいたします。

なお、3か月間は猶予期間とさせていただきますので、令和5年2月提出分からは必ず新しい診療報酬請求書兼総括表等でのご提出をお願いします。

当会へ提出していただく以下の診療報酬請求書兼総括表等については、当会ホームページに掲載しております。

○文言変更した診療報酬請求書兼総括表等

- ・後期（医科）：京都府管内分 診療報酬請求書兼総括表
- ・国保・後期（医科）：他府県分 診療報酬総括表
- ・後期（歯科）：京都府管内分 診療報酬請求書兼総括表
- ・国保・後期（歯科）：他府県分 診療報酬総括表
- ・後期（調剤）：京都府管内分 診療（調剤）報酬請求書兼総括表
- ・国保・後期（調剤）：他府県分 診療（調剤）報酬総括表
- ・国保・後期：訪問看護 訪問看護療養費請求書兼総括表
- ・診療報酬請求書（医科・歯科）【他府県用】
- ・調剤報酬請求書【他府県用】
- ・訪問看護療養費請求書【他府県用】